

教育勅語

（振仮名付読み下し文訳）

朕惟ふに、我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。我が臣民克く忠に克く孝に、億兆心を一にして、世々其の美を濟せるは、此れ我が国体の精華にして教育の淵源亦実に此に存す。爾臣民父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己を持ち、博愛衆に及ぼし、学を修め、業を習ひ、以て智能を啓発し、徳器を成就し、進んで公益を広め、世務を開き、常に国憲を重んじ、国法に遵ひ、一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。是の如きは、獨り朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん。斯の道は、実に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず、朕爾臣民と俱に拳拳服膺して咸其の徳を一にせんことを庶幾ふ。

明治二十三年十月三十日

御名 御重

(口語訳：国民道德協会)

私は、私たちの祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現を目指して日本の国をおはじめになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を完うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、美事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物と言わねばなりません。私は教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。

国民の皆さんは、子は親に孝養をつくし、兄弟、姉妹はたがいに力を合わせて助け合い、夫婦は仲むつまじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動をつつしみ、すべての人々に愛の手をさしのべ、学問を怠らず、職業に専念し、智識を養い、人格をみがき、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また法律や、秩序を守ることはもちろんのこと、非常事態の発生の場合、真心をささげて、国の平和と、安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然のつとめであるばかりでなく、また、私たちの祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、更にいっそう明らかにすることもあります。

このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私たち子孫の守らなければならぬところであるとともに、このおしえは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、まちがいのない道でありますから、私もまた国民の皆さんとともに、父祖の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。